

令和 9 年度概算要求の概要 (障害児支援関係)

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和9年度概算要求における主な事項（障害児支援関係）

令和9年度概算要求額 5,637億円の内数+9.4億円（デジタル庁一括計上）

（1）良質な障害児支援の確保

5,402億円+事項要求

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう、必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。なお、障害福祉報酬改定等については、予算編成過程において検討を行う。

（2）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【一部新規】

233億円の内数+0.6億円

- ・ 令和6年改正児童福祉法等に基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組や、地域における障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。
- ・ 併せて、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。
- ・ 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、インクルージョン推進員を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に支援する。

令和9年度概算要求における主な事項（障害児支援関係）

（３）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

233億円の内数【再掲】 +0.7億円（デジタル庁一括計上）

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第77号。令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行）（以下、「改正医療的ケア児等支援法」という。）を踏まえ、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児等支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り・活動支援を行うほか、医療的ケア児等の一時的な預かりや災害時の非常用電源確保等の取組みを総合的に支援する。令和9年度概算要求においては、改正医療的ケア児等支援法を踏まえ、医療的ケア児等支援センターの助成対象について、中核市及び特別区も新たに対象にするとともに、医療的ケア児等支援地域協議会の実施に要する費用の一部も補助する。また、「医療的ケア児等医療情報共有システム」について、運用・保守を行う。
- こども大綱において、「聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。」とされていることから、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

（４）早期発見・早期支援等の強化【一部新規】【厚生労働省からの事業移管】

233億円の内数【再掲】 +0.5億円

- こども大綱において、「障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・以降に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。」とされていることから、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。
- 令和9年度概算要求において、厚生労働省の地域生活支援促進事業で実施していた「発達障害児者及び家族等支援事業」をこども家庭庁へ移管する。発達障害児（者）及びその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援、家族支援、仲間同士の支え合い（ピアサポート）、居場所づくり等を通じて、地域の支援体制を構築・強化するために必要な費用の一部について支援する。
- 乳幼児健診（5歳児健診を含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進するため、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解するための支援や、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ及びこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行う。
- こどもの多様な発達特性や生活状況等を踏まえた支援の強化に向けた調査研究を実施する。

令和9年度概算要求における主な事項（障害児支援関係）

（５）障害児支援分野の人材育成【新規】

233億円の内数【再掲】 + 1.1億円

- ・ 加速化プランに基づき、障害児支援に係る全国共通の研修体系を構築するため、令和9年度から開始する基礎・実践研修の全国的な定着を図るとともに、令和10年度に開始を予定する障害児支援リーダー研修の円滑な導入に向けて、自治体等における研修実施体制の構築、指導者人材の養成、教材の整備及び研修の質の確保・向上に向けた取組を実施する。
- ・ 児童虐待防止対策、社会的養護、障害児支援の3分野において、特に支援が必要なこども等への支援に従事する福祉人材の確保、育成及び定着にかかる地域ごとの課題に応じた取組に要する費用の一部について支援する。本取組において、障害児支援に係る全国共通の研修実施に係る費用も対象とすることを予定。

（６）ICTを活用した業務負担軽減・発達支援の推進【新規】

233億円の内数【再掲】

- ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。
- ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

（７）その他【新規】

233億円の内数【再掲】 + 8.7億円（デジタル庁一括計上）

- ・ 障害児支援事業所等において、こども一人ひとりの発達段階や障害特性に応じたきめ細かい配慮を行うために、障害児入所施設においてユニット化等の推進に要する費用及びこどもの安全確保や医療的ケア児等の一時預かりを実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。
- ・ 障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。（厚生労働省と一体的に実施。）

令和9年度概算要求額 5,348億円＋事項要求（報酬改定分）（5,148億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置費給付費及び障害児相談支援給付費に要する費用を負担する。
（令和9年度障害福祉報酬改定については、予算編成過程において検討を行う。）

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

（３）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【負担割合】 入所部分（国 1/2、都道府県 1/2）、通所部分（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）

【要求額の内訳】

- （１）障害児入所（通所）措置費： 19,342,150千円
- （２）障害児入所（通所）給付費： 503,912,405千円
- （３）障害児相談支援給付費： 11,574,978千円

令和9年度概算要求額

53億円（54億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置医療費及び給付医療費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国 1/2、都道府県 1/2）、通所部分（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）

【要求額の内訳】

（１）障害児入所（通所）措置医療費： 1,156,875千円

（２）障害児入所（通所）給付医療費： 4,185,766千円

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

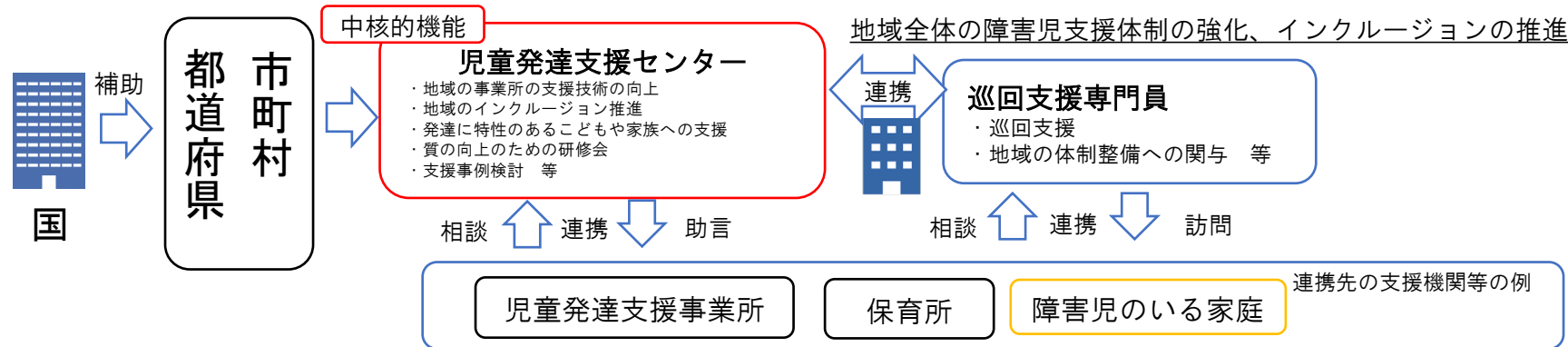
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



实施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行
う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【補助基準額】

- ① 児童発達支援センターの機能強化等
・児童発達支援センターの機能強化
- ② 巡回支援専門員整備

センター 1箇所当たり	8,036千円
1市町村当たりの人口	
10万人以上	5,950千円
5万人以上10万人以内	5,890千円
3万人以上 5万人以下	5,830千円
3万人以下	5,770千円

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和9年度概算要求額
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額

国実施分 0.6億円 (0.6億円)
自治体実施分 233億円の内数 (161億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。（自治体実施事業とも連携）

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

（例）

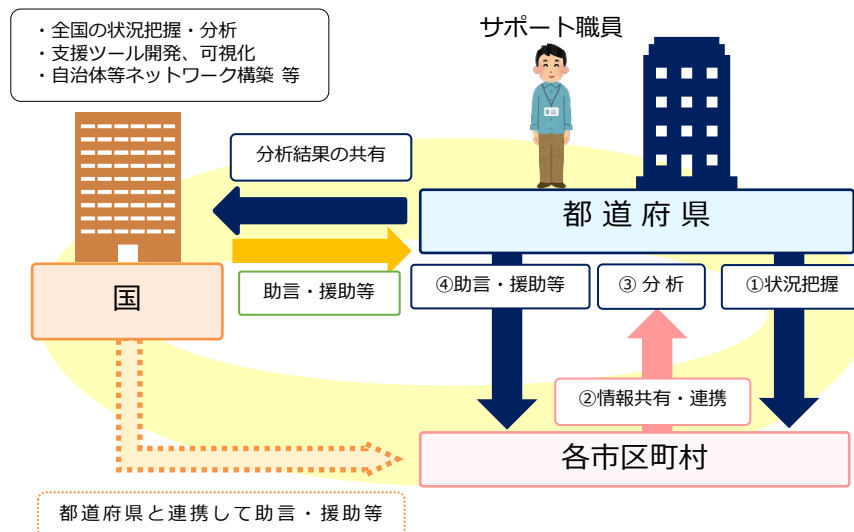
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

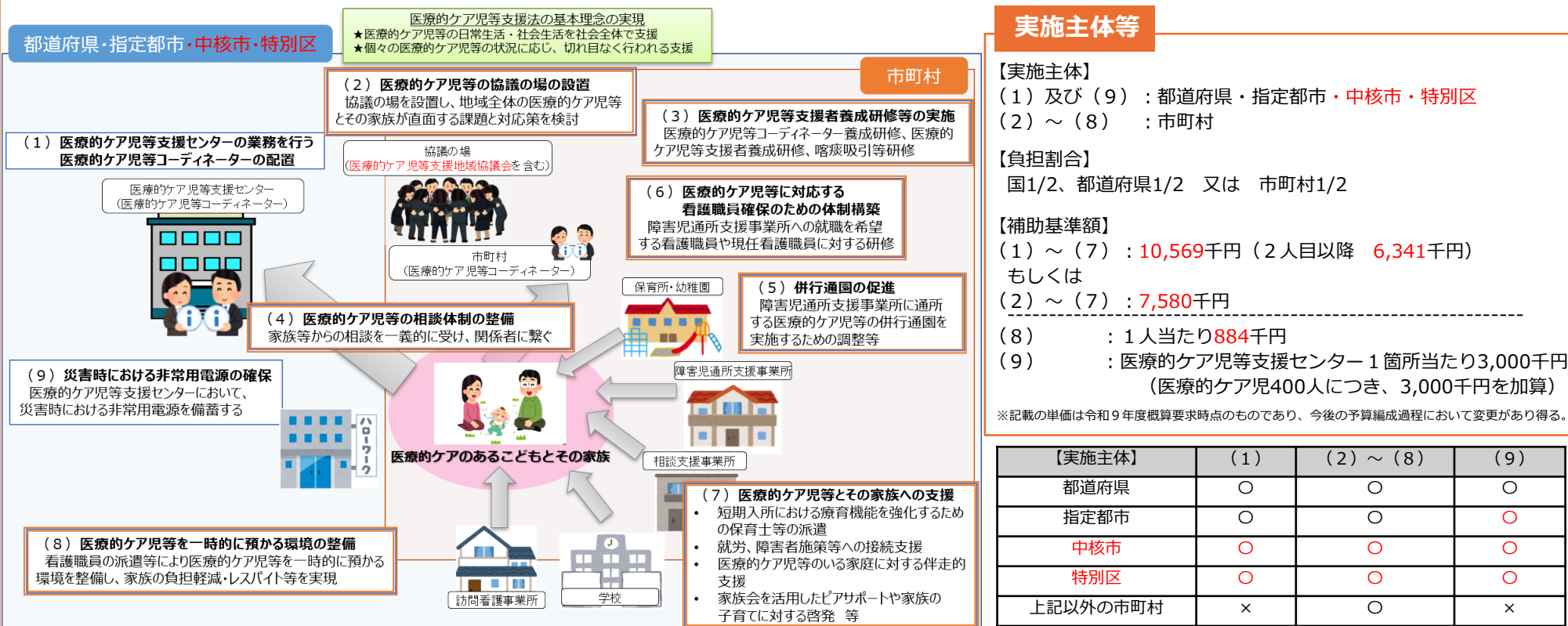
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児等支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児等とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等のネットワーク化による相互連携の促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児等の支援者への研修や医療的ケア児等とその家族の日中の居場所づくりや活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（医療的ケア児等支援センターを設置しない場合も各種事業の実施は可能）。



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額

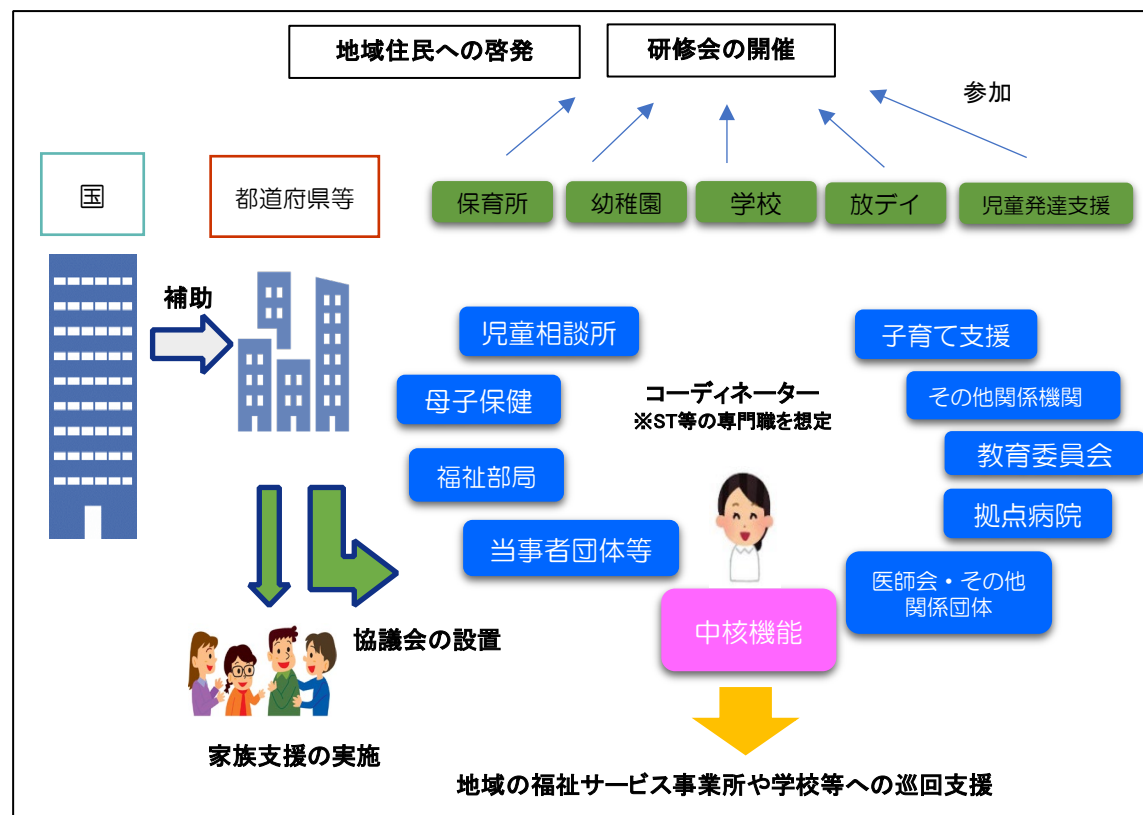
233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっていることから、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
- 1.聴覚障害児に対応する協議会の設置**
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
- 2.聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
- 3.家族支援の実施**
 - 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
 - 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
 - こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
- 4.巡回支援の実施**
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
- 5.聴覚障害児に関する研修・啓発**
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

- 補助率1/2の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみであり、その他は1/3。
- 財政力指数の低い自治体等については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額】 1 都道府県・指定都市当たり17,236千円
1 中核市当たり7,236千円

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数
令和9年度より、厚生労働省の地域生活支援促進事業からこども家庭庁へ移管

事業の目的

- 発達障害児（者）及びその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援、家族支援、仲間同士の支え合い（ピアサポート）、居場所づくり等を通じて、地域の支援体制を構築・強化するために必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【対象事業】 実施主体は、以下の1から4に記載のある事業のいずれか、または複数の事業を実施するものとする。

1. ペアレントメンター事業

- ・養成研修、継続研修の実施
- ・安心して派遣活動を実施するための支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等



2. 子育てサポート事業

- ・家族の個別性に配慮し、信頼関係を構築した上でのペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの実施 等



3. ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みや楽しみをもつ大人の当事者とこどもを繋ぐ場、こども同士、家族同士、兄弟同士等が集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際のこどもの一時預かり 等



4. その他の本人・家族支援事業

- ・地域において1～3を円滑に実施するための事前研修会や実施継続のためのフォローアップ研修の実施 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【負担割合】

1～4の事業 国:1/2、都道府県又は市区町村:1/2

【補助基準額】 ※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

- ・都道府県、指定都市 定額
- ・市町村（中核市及び特別区を含む） 3,494千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額

233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 近年、こどもの発達の特性についての社会的認知の広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師不足等が一因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月かかるといった状況が生まれ、スムーズに支援につながらないという実態がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することにより、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を促進する。

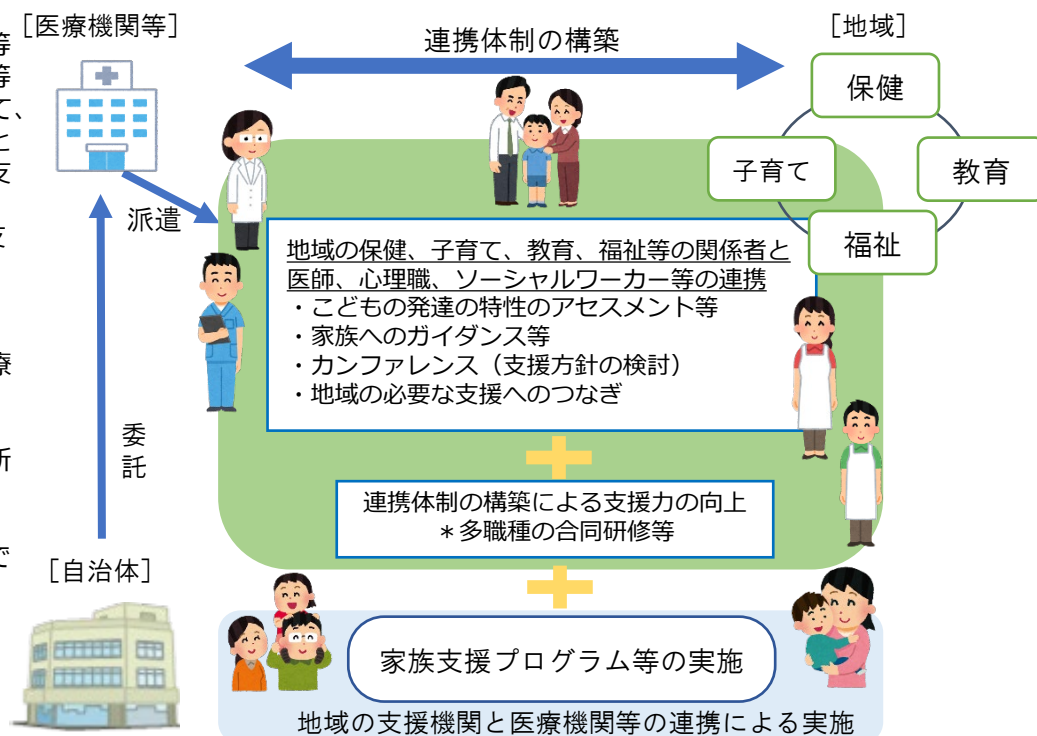
事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療機関受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等と障害児通所事業所の関係者とのカンファレンスの実施を通して、こどもの発達特性の見立てを共通認識することにより、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】国1/2、都道府県等1/2

【補助基準額】 1 都道府県当たり	8,500千円
1 指定都市当たり	7,700千円
1 中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

事業の概要

① アセスメント強化

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所で安心して親子が通える教室等を開催する。

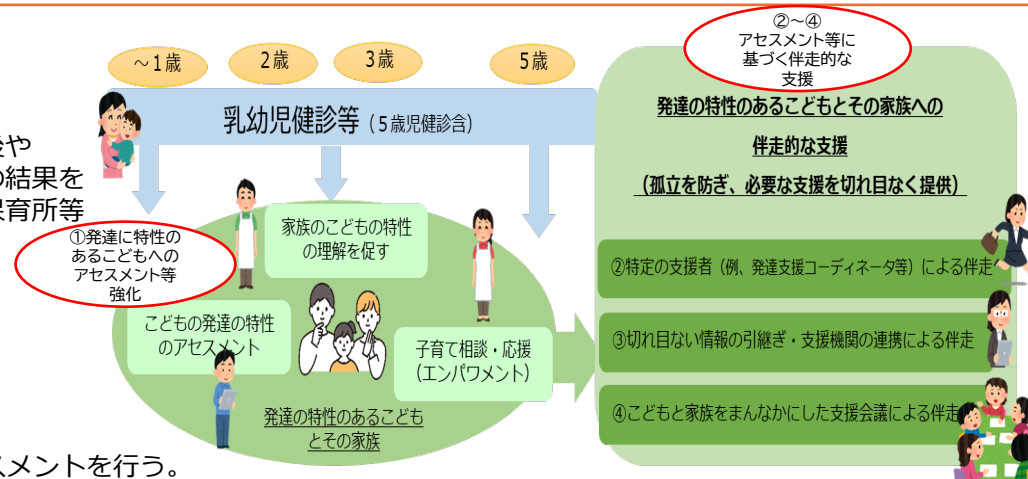
＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援・家族支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

②～④ 伴走的支援推進

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
- 発達の特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。
※必要な支援は、児童発達支援等の障害児支援みならず、こども・子育て施策においてこどもの発達の特性を踏まえた支援や家族支援も想定して、それぞれの地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】国1/2、都道府県等1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【補助基準額】①1自治体当たり 4,601千円

②～④のうち1つの取組を実施する場合 1自治体当たり 5,600千円

※②～④の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体当たり 6,600千円

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額

233億円の内数

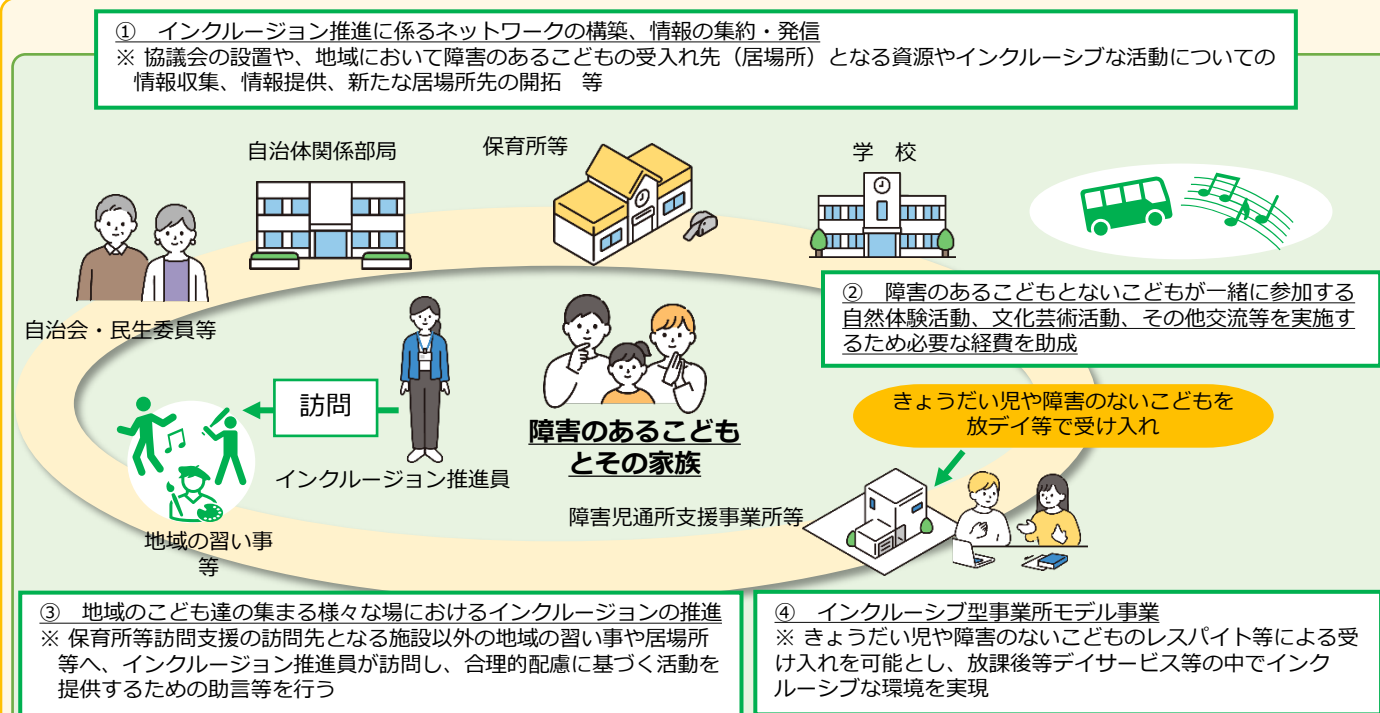
事業の目的

- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 ①、②、③、④

国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる。

【基準額】 ① 1自治体当たり 7,532千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,760千円

④ 1自治体当たり 11,368千円 ※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

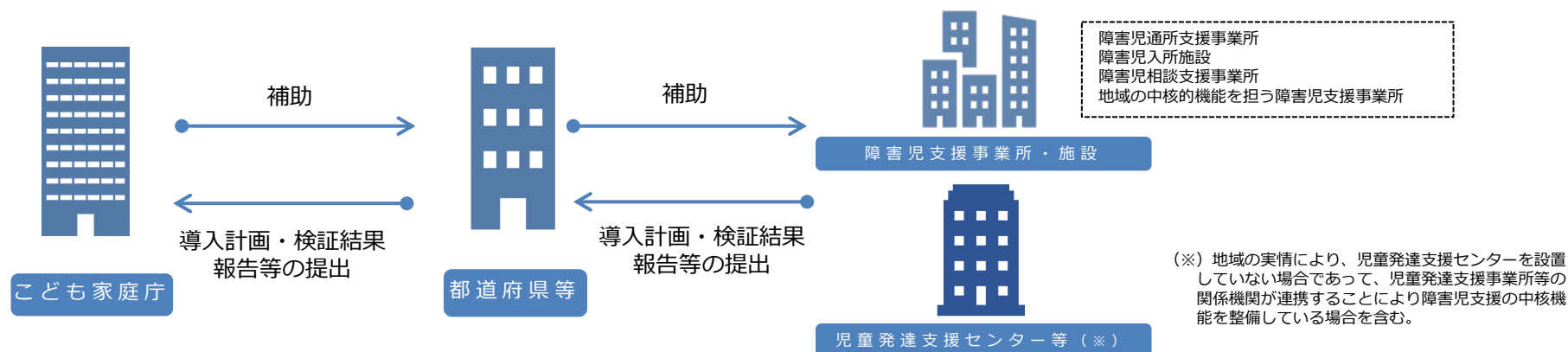
事業の概要

(1) 障害児支援分野のICT導入支援事業

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- 本事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】 (1)の(A)	1施設又は事業所当たり	1,000千円
(1)の(B)	1自治体当たり	272千円
(2)の(A)	児童発達支援センター等1箇所当たり	800千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額

233億円の内数

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、モデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

（考えられる取組の例）

- ICTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国3自治体程度をモデル自治体として選定）

【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

- 障害児支援事業所等において、こども一人ひとりの発達段階や障害特性に応じたきめ細かい配慮を行うために、障害児入所施設においてユニット化等の推進に要する費用及びこどもの安全確保や医療的ケア児等の一時預かりを実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【対象事業】

【補助制限】

(★) の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる

1. 障害児入所施設基本改善事業（改修等）

①障害児入所施設ユニット化等支援事業：ユニット化、小規模化、サテライト化を行うために、既存施設の改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①安全対策事業（★）：

- ア ICTを活用したこどもの見守り支援を行う事業
- イ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入を行う事業
- ウ 性被害防止対策のための設備・備品の導入を行う事業

②医療的ケア児等一時預かり環境整備事業（改修等）：

医療的ケア児等を一時的に預かる場所において、一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（2. ②に限り、都道府県、市区町村とする。）

【負担割合】

- 1 及び 2 ①の事業 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、事業者:1/4
- 2 ②の事業 国:1/2、都道府県又は市区町村:1/2

【補助基準額】

- 1. 障害児入所施設基本改善事業（①） 1事業所当たり 7,200千円以内
- 2. 環境改善事業（①） ア 1事業所当たり 200千円以内 イ 1事業所当たり 200千円以内（端末購入を行う場合は、700千円以内）
ウ 1事業所当たり 100千円以内
- （②） 1自治体当たり 500千円以内

※記載の単価は令和9年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和9年度概算要求額 233億円の内数（161億円の内数）

事業の目的

- 児童虐待防止対策、社会的養護、障害児支援など、特に支援が必要なこども等への支援に従事する福祉人材の確保、育成及び定着にかかる地域ごとの課題に応じた取組を支援することを目的とする。

事業の概要

- 従前の「児童虐待防止対策研修事業」、「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」、「児童福祉司任用資格取得支援事業」、「定着支援アドバイザー配置事業」、「基幹的職員研修事業」、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」、「児童養護施設等体制強化事業のうち児童指導員等となる人材の確保」を再編した上で、新たに障害児支援、こども若者支援、自殺対策、いじめ防止分野における人材確保等の取組も対象として拡充を図る。
- 日常のこども支援業務に伴う心理的負荷が高い児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対する必要な助言等を行う場合の加算を創設する。

（１）人材確保

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の確保に資する取組（学生向けセミナーやインターンシップの受け入れ調整などの採用活動や、児童福祉司などの任用資格取得支援、児童養護施設等への就職を検討している者等への施設説明会などの就職促進等）を実施。

イ.加算分

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。
- ③ 児童指導員等となる人材の確保
児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。

（２）育成支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の育成に資する取組（児童福祉司任用前講習、要保護児童対策調整機関調整担当者職員研修、研修コーディネータの配置等）を実施。

イ.加算分

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
- ② 長期研修
一定期間（１～３か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を行う。

事業の概要

(3) 定着支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の定着に資する取組（ピアサポートを目的とした交流研修等の実施、職場環境改善に向けた助言・指導等を行う定着支援アドバイザーの配置等）を実施。

イ.加算分

① 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施。

拡充

② メンタルヘルスケアの実施

児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対する必要な助言等を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国：1／2、都道府県・市町村・特別区：1／2

【補助基準額案】 (1) 人材確保

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	9,497千円	2,049千円	2,049千円
加算分			
実習生に対する指導 [実習1回当たり]			90千円
実習生の就職促進 [1日当たり]			4千円
児童指導員等となる人材の確保 [1人当たり]			4,506千円

(2) 育成支援

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	12,727千円	2,818千円	2,818千円
加算分			
短期研修 [1人当たり]		宿泊あり143千円	宿泊なし53千円
長期研修 [1人当たり]		送り出し施設1,410千円	受入施設449千円
高機能化及び多機能化・機能転換等に必要な人材を育成するための研修 [1種別当たり]			2,859千円

(3) 定着支援

	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分 [1自治体あたり]	2,332千円	1,399千円	1,399千円
加算分			
スーパーバイズの実施 [1か所当たり]			571千円
<u>メンタルヘルスケアの実施 [1自治体当たり]</u>			<u>5,558千円</u>

拡充

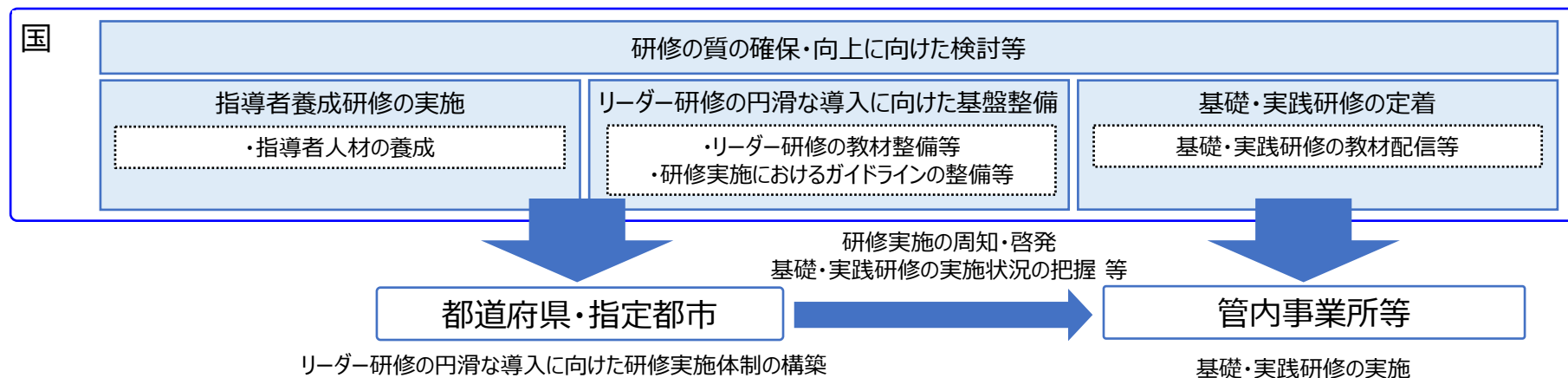
<こども政策推進事業委託費> 令和9年度概算要求額 1.1億円

事業の目的

- 障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加する中、全国どの地域でも、質の高い障害児支援が提供される体制の構築が求められている。
- 国においては、障害児支援に従事する人材の専門性向上を図るため、全国共通の報酬体系及び標準カリキュラムの整備を進め、令和8年度から、国が実施主体として、自治体職員等を対象とした人材育成指導者養成研修を実施するとともに、令和9年度から障害児支援基礎・実践研修（以下、「基礎・実践研修」という。）の全国展開を開始する予定（障害児支援リーダー研修は令和10年度、コア人材研修は令和11年度と段階的に開始を想定）。
- このため、本事業においては、障害児支援に係る全国共通の研修体系に基づき、令和9年度から開始する基礎・実践研修の全国的な定着を図るとともに、令和10年度に開始を予定する障害児支援リーダー研修（以下、「リーダー研修」という。）の円滑な導入に向けて、自治体等における研修実施体制の構築、指導者人材の養成、教材の整備及び研修の質の確保・向上に向けた取組を実施する。

事業の概要

障害児支援に係る全国共通の研修体系の定着を図るため、基礎・実践研修の全国展開とあわせて、リーダー研修を担う指導者・講師人材の養成、教材整備及び研修の質の確保・向上への取組を国として支援する。



実施主体等

国による委託（10/10）

<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和9年度概算要求額 0.7億円（0.7億円）

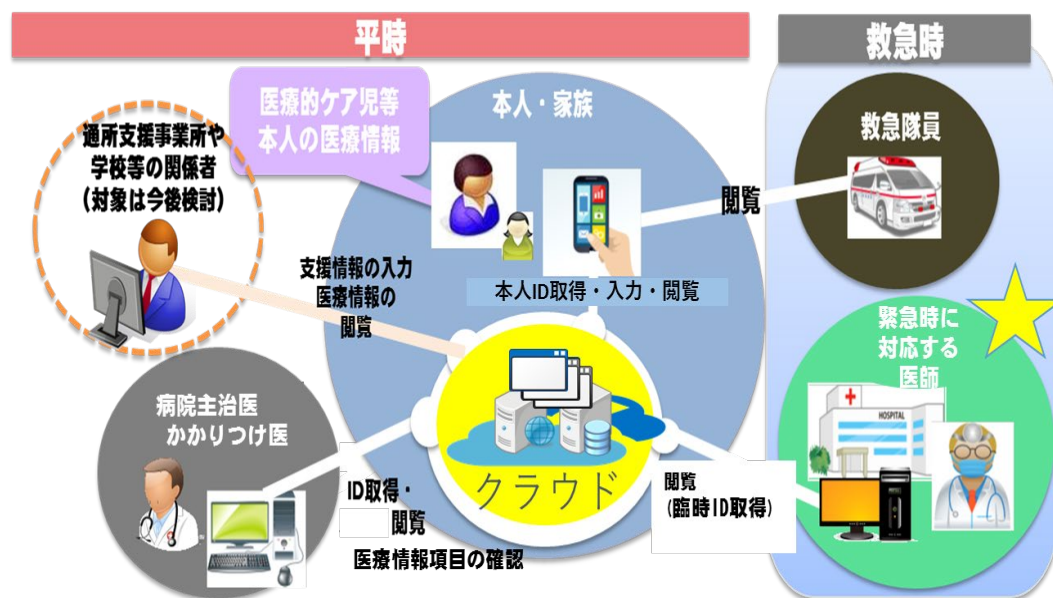
事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface. It includes sections for '基本情報' (Basic Information) and '常用薬 (医療項目)' (Regular Medication (Medical Items)). A red box highlights the '処方箋画像' (Prescription Image) section, indicating that prescription images can be uploaded.

●入力項目

- ①基本情報
本人情報、同居家族、介護者等
- ②手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③緊急連絡先
5箇所まで入力可能
- ④主治医・かかりつけ医
医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤関係機関等 (支援事業所等)
サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能
内服薬、禁忌薬等
- ⑦輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能
輸血日、検査日、内容等
- ⑧診察情報
※ 人工呼吸器画像を取込可能
バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ケア情報
寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface for the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays a table with columns for '本人情報' (Personal Information), '医療情報' (Medical Information), and 'ケア情報' (Care Information). A red box highlights the '緊急時に対応する医師' (Emergency Response Doctor) section.

【救急サマリーの出力イメージ】

The screenshot shows the output image of the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays a table with columns for '本人情報' (Personal Information), '医療情報' (Medical Information), and 'ケア情報' (Care Information). A red box highlights the '緊急時に対応する医師' (Emergency Response Doctor) section.

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

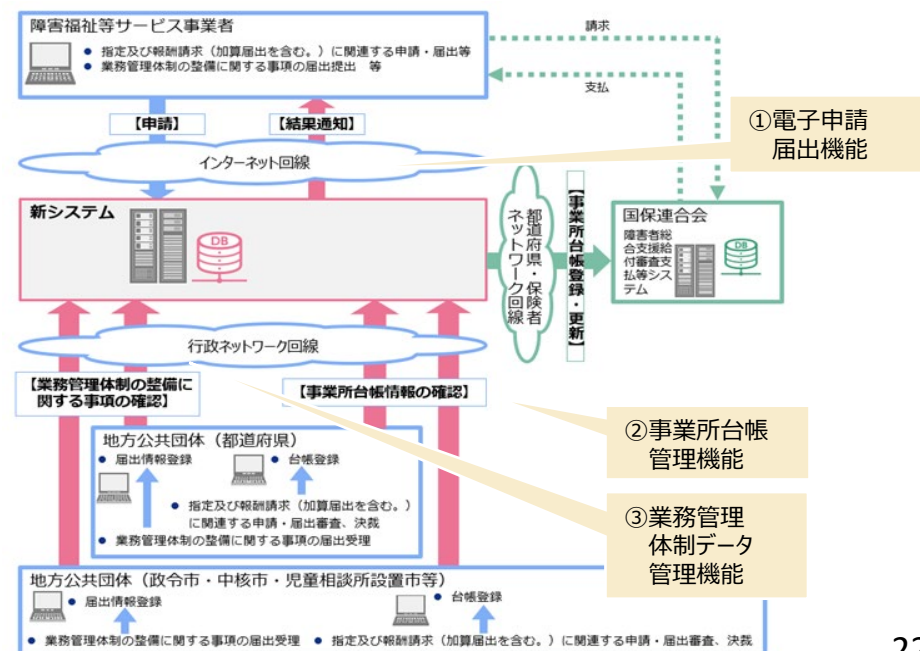
＜情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費＞ 令和9年度概算要求額 8.7億円

事業の目的

- 令和7年6月2日に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意を経て決定された「共通化推進方針」に基づき、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム」を開発・構築し、令和9年度中の運用開始を予定している。このシステムは、障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点、公共サービスの効率化と利便性向上の観点から、①電子申請・届出機能、②事業所台帳管理機能、③業務管理体制データ管理機能の3つの機能を包含する新しいシステムである。
- 本システムの開発は搭載機能ごとに段階的に実施することとしており、令和8年度において、①電子申請・届出機能及び③業務管理体制データ管理機能の開発を行い、令和9年度においては、令和8年度に開発した機能に、②事業所台帳管理機能を追加するための改修（拡充）を行うとともに、移行自治体に係る新システムへのデータ移行等の支援及び工程管理を実施する。
- 開発・工程管理は厚生労働省において実施するが、障害児支援事業所を所管するこども家庭庁も一定の負担を行う。

事業の概要

障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。



実施主体等

国による委託（10/10） ※厚生労働省にて実施
委託先：改修・移行支援事業者及び工程管理等支援事業者

令和9年度概算要求額 170億円＋事項要求

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、児童福祉施設等の防災・国土強靱化を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮施設整備	・助産施設 ・児童養護施設 ・職員養成施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立生活援助事業所 ・児童自立支援施設 ・ファミリーホーム ・児童家庭支援センター ・一時預かり事業所 ・児童厚生施設（児童館） ・地域子育て支援拠点事業所 ・児童相談所一時保護施設 ・利用者支援事業所 ・産後ケア事業を行う施設 ・子育て支援のための拠点施設 ・障害児入所施設 ・乳児院 ・児童発達支援センター ・母子生活支援施設 ・児童発達支援事業所
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設

【事項要求】 防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2026」を踏まえ、予算編成過程で検討。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】 定額

（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当等）。「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

<以下については補助率の嵩上げを実施>

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であって一定要件を満たす場合※1 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※2 国1/2相当→2/3相当

※1 対象となるのは、①財政力指数1未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）

※2 対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体